

第3章

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別・収集運搬

(1) 現 状

① ごみの分別

ごみ分別区分は、『可燃（燃やせる）ごみ』、『資源ごみ』、『ビン類』、『カン類』、『容器プラスチック』、『商品プラスチック』、『有害ごみ』、『粗大ごみ』の8種で、『資源ごみ』を「新聞紙・折り込みチラシ」、「雑誌類」、「ダンボール」、「衣類（布）」、「紙パック」に細分化して13種分別としています。

② 収集運搬

家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者が行っています。

収集頻度は、可燃（燃やせる）ごみが週3回と週2回、その他は月1回です。排出容器は、可燃（燃やせる）ごみ、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックが町の指定袋であり、その他は、資源ごみのうち「新聞紙・折り込みチラシ」、「雑誌類」、「ダンボール」、「紙パック」がひもで縛って排出、「衣類（布）」が半透明の袋で排出します。有害ごみは壊れないように工夫して排出し、粗大ごみは指定日に排出しますが、大量にある場合は鹿足郡リサイクルプラザに直接持ち込むこととしています。また、排出場所は、自治会が指定するステーションとしています。

家庭系ごみのごみ処理手数料は、町の指定袋（大 50 円/枚、小 33.3 円/枚）によりごみ処理経費の一部を含んだものとしています。

事業系ごみは、事業者自らが直接、処理施設まで運搬することが必要です。

益田地区広域クリーンセンターに搬入する場合の処理手数料は、一般家庭の可燃（燃やせる）ごみが 500 円/台（定額制）であり、事業系の可燃（燃やせる）ごみは、400 円/50kg（従量制）となっています。その他は、鹿足郡リサイクルプラザへの搬入となり、手数料は無料となっています。

(2) 課 題

本町では、資源ごみ（古紙・布類等）、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックなどが分別され、資源として有効にリサイクルされています。ごみの排出抑制・資源化のためには、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図るため、ごみの分別徹底に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

また、引っ越しや家屋の清掃に伴う一時多量粗大ごみについては、現在、ステーションでの収集していますが、直接持ち込みへの協力依頼や搬出マナーの啓発活動が必要です。

◆図表 3-1 ごみの分別区分

分 類		出し方・排出容器等	注意事項
可燃（燃やせる）ごみ		指定袋 大袋：50 円/枚 小袋：33.3 円/枚 極小袋：25 円/枚 氏名を記入	✓ 生ごみは、水分をよく切る。 ✓ 油は固めるか、紙や布に吸い込ませる。 ✓ 紙おむつは、汚物を取り除く。 ✓ 衣類等布製品（資源ごみとして出せないもの。）は、指定袋に入れば切る必要はない。 ✓ ボタン・ファスナーは取り除かなくてよい。 ✓ 庭木、木屑、草類は、直径 10 センチ以下、長さ 50 センチ以下に切る。
資源 ご み	資源ごみ 新聞・雑誌類・布 類・ダンボール・ 紙パック	ひもで四方をよく縛っ て出す 合併前の柿木村の範囲 については、紐で縛っ て出す	✓ 金属類・ビニール類は取り外して出す。 ✓ 衣類は透明または半透明のビニール袋に入れて出す。 ✓ 紙パックは洗って乾かした後、広げて四方をしばって出す。（縦横 20 cm 以内） ✓ 汚れた衣類は可燃ごみに出す。
	ビン類	指定袋 50 円/枚 氏名を記入	✓ キャップ・蓋を取って洗って出す。 ✓ 鋭利なガラス・割れたものは袋が破れないようにする。 ✓ ビール瓶・一升瓶は販売店へ戻す。
	カン類	指定袋 50 円/枚 氏名を記入	✓ カンの大きさはミルク缶程度の大きさとし、それ以上は粗大ごみで出す。 ✓ 中身を取り除き、洗った後乾燥して出す。
	有害ごみ	乾電池・蛍光灯・鏡 水銀体温計	✓ 蛍光灯は、購入時の入れ物に入れる。 ✓ 袋は買い物袋等。
	粗大ごみ	家庭用電化製品・畳 家庭用家具類・自 転 車・大型プラスチック製品 等	✓ 家庭用家具類の大きなもの・畳は鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入する。 ✓ 引っ越し等で大量に出る場合は、鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入する。
	容器 プラスチック	指定袋 50 円/枚 氏名を記入	✓ 中身を取り除き、洗った後乾燥して出す。 ✓ アルミや紙製の蓋などの異物は取り除く。 ✓ ペットボトルの蓋は必ず取って出す。
	商品等 プラスチック	指定袋 50 円/枚 氏名を記入	✓ 大型プラスチック製品等は粗大ごみで出す。
	家電リサイクル品	冷蔵庫・エアコン・テ レビ・冷凍庫・洗濯機	✓ 引取りには、収集運搬料・資源化処理費が必要
	PC リサイクル	デスクトップ本体 ディスプレイ ノートパソコン	✓ スキャナー・プリンター等周辺機器は対象としない。 ✓ パソコンメーカーに電話等で申し込む。 ✓ 料金は、メーカーへ問い合わせる。
直接搬入		✓ 大型家具類・カーペット・じゅうたん・布団・毛布・畳等 ✓ 引っ越し等で大量に出る場合は、鹿足郡リサイクルプラザへ直接搬入	
排出禁止ごみ		✓ 自動車等・タイヤ・農機具・ドラム缶・バッテリー・火薬类等事業所で発生したごみ	

◆図表 3-2 家庭ごみの収集頻度、排出方法（平成 25 年度）

区 分	排出方法	排出場所	収集頻度
可燃（燃やせる）ごみ	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	週 2・3 回
新聞	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
資源品 雑誌	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
衣類（布）	半透明の袋で出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
紙パック	紙ひもで縛って出す	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
ビン類	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
カン類	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
容器プラスチック	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
商品プラスチック	指定袋（記名制）	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
有害ごみ	買い物袋等	ステーション（自治会で指定）	月 1 回
粗大ごみ	—	—	月 1 回

◆図表 3-3 町の指定袋の料金（平成 25 年度）

種 類	サイズ・色	販売価格
可燃（燃やせる）ごみ	800×600mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
	650×500mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/30 枚（33.3 円/枚）
	360×600mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/40 枚（25 円/枚）
ビン類	400×600mm/枚 半透明（青字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
カン類	650×800mm/枚 半透明（赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
容器プラスチック	650×800mm/枚 半透明（ピンク字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）
商品プラスチック	650×800mm/枚 半透明（黄赤字）	1,000 円/20 枚（50 円/枚）

◆図表 3-4 処理手数料（平成 25 年度）

種 類	搬入先	処理手数料
一般家庭からの 可燃（燃やせる）ごみ	益田地区広域市町村圏事務組合 益田クリーンセンター	500 円/台 （定額制） 普通乗用車及び軽貨物自動車
事業者からの 可燃（燃やせる）ごみ	益田地区広域市町村圏事務組合 益田クリーンセンター	400 円/50kg （従量制） 普通乗用車及び軽貨物自動車
ビン類	鹿足郡不燃物処理組合 鹿足郡リサイクルプラザ	無料
カン類		無料
容器プラスチック		無料
商品プラスチック		無料

◆図表 3-5 家庭ごみの収集体制（平成 25 年度）

委託業者数	車両種類	車両台数	従事者数
4 業者	パッカー車 ユニック車 ダンプ車	4 台 2 台 4 台	13 人

※車両台数、従事者数は、登録数であり実動ではありません。

2 ごみの排出量

(1) 現 状

本町の年間ごみ排出量は、平成 17 年度の 1,773 トンをピークに徐々に減少傾向にあり、平成 22 年度には 1,395 トンとなりました。しかしながら、近年は、増加に転じており、平成 25 年には、1,647 トンと 10 年前の排出量に近づきつつあります。可燃ごみは、平成 19 年度までは横ばいであったが、平成 20 年度から増加しており現在に至っています。粗大ごみは、平成 21 年度までは横ばいであったが、平成 23 年度から増加に転じています。反対に、資源ごみが減少しており、この 10 年間で半減しました。

この排出量を住民 1 人 1 日量（以下「1 人 1 日平均排出量」とする。）でみると、平成 16 年度と比べて平成 22 年度にかけて減少するものの、その後増加に転じ、平成 25 年度の総排出量で 13%程度の増加、収集ごみで 5%程度の増加となっています。

減少の大きいごみ種類は、年間排出量と同様に「資源ごみ」であり、人口の減少以外の要因によるものと考えられます。

ここで、排出量の 58%程度を占める燃やせるごみについて 1 人 1 日平均排出量をみると、平成 22 年度までは概ね 250～350 グラムでしたが、平成 25 年度にかけて 380 グラム強にまで増加しました。

(2) 課 題

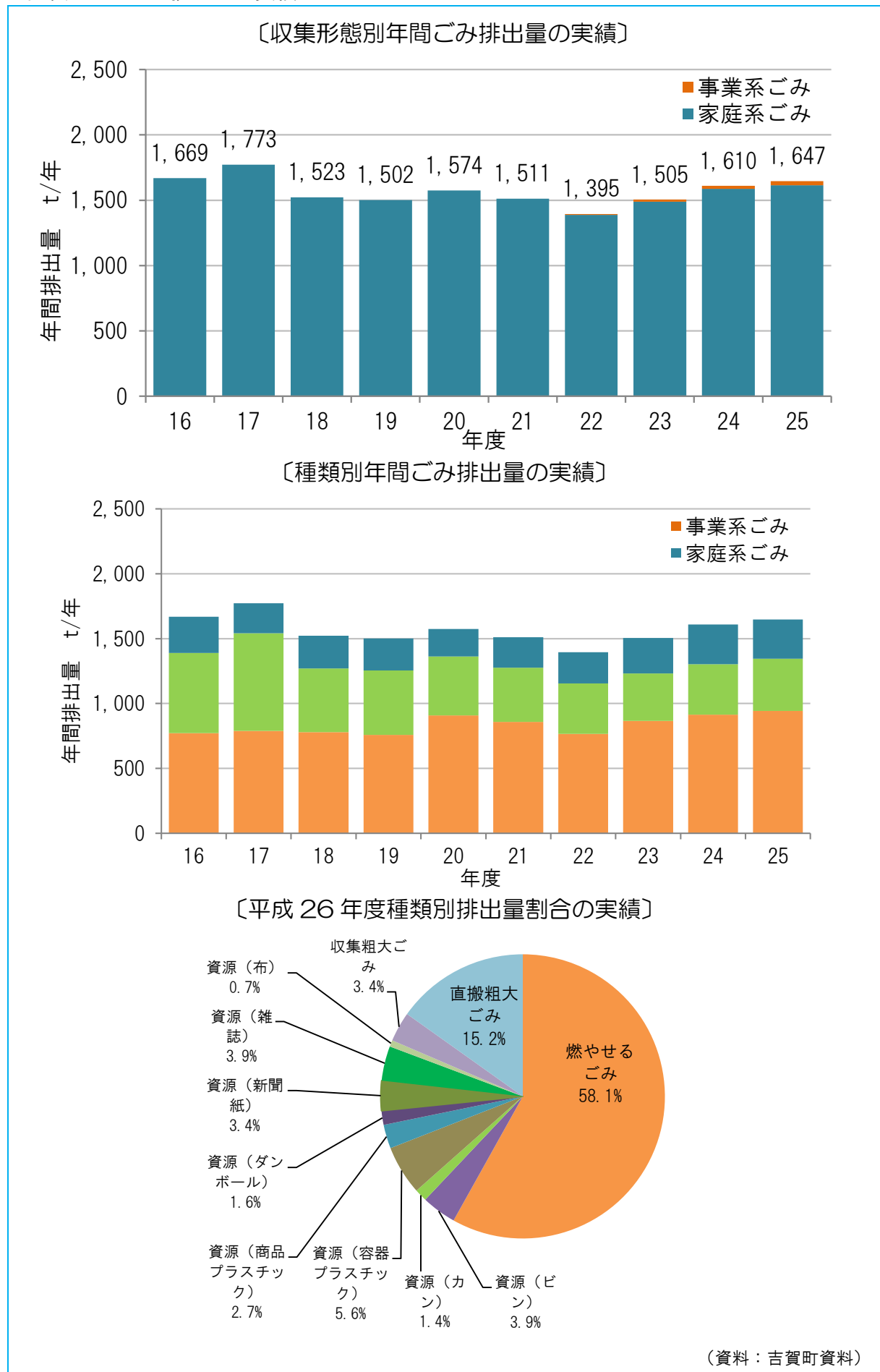
本町のごみ排出量のうち、大部分を占める燃やせるごみは、平成 17 年度より実施している指定袋による手数料により一定の削減効果があったものの、その後増加に転じており、近年では、10 年前の水準に近づきつつあります。

可燃ごみ処理は、益田地区広域市町村圏事務組合の管理する焼却施設にて適正処理を行うことで処理の効率化を図ってきましたが、ごみ量の増加は運搬費や処理コストを増加させるため、一層のごみ排出抑制が必要です。

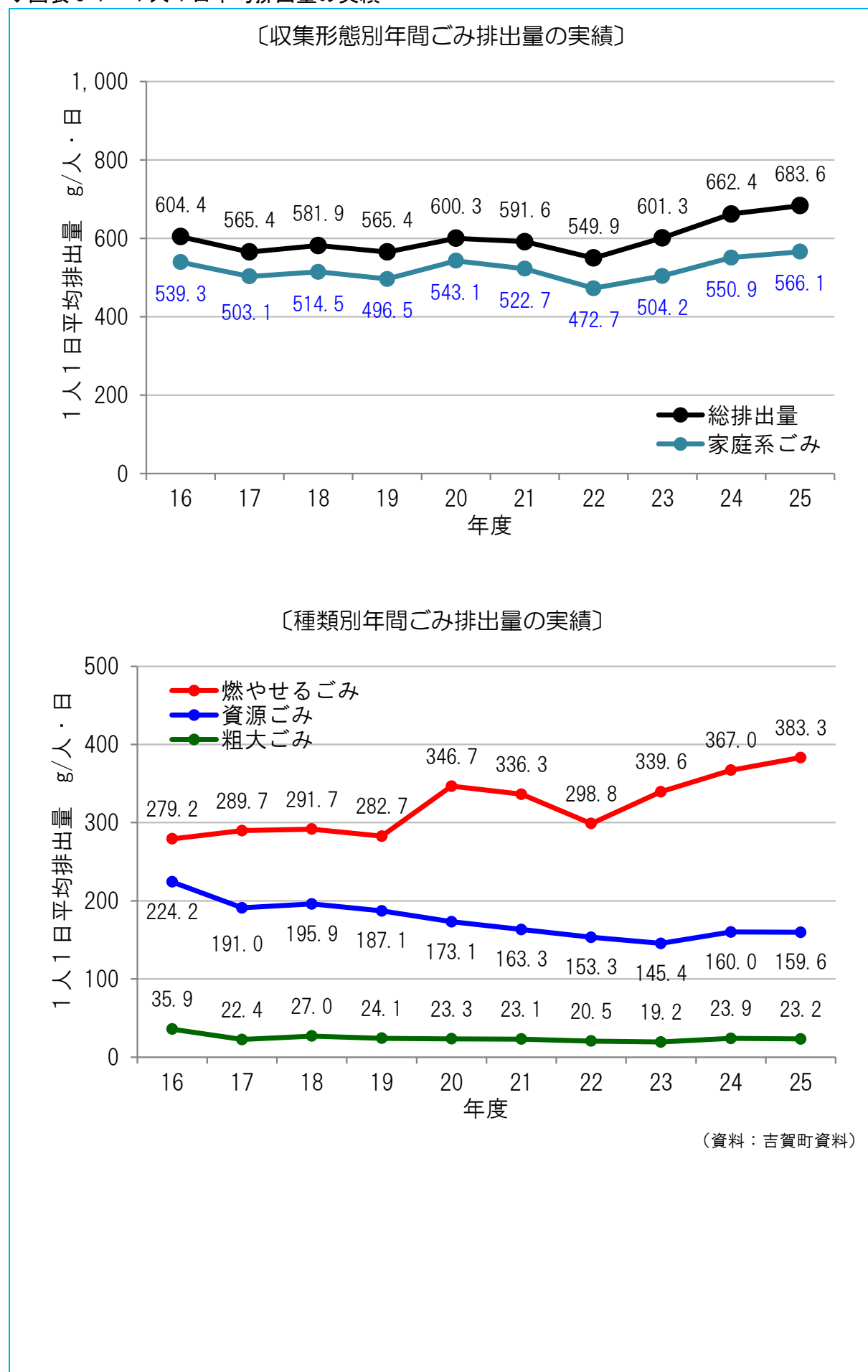
※ごみ排出量とは

区 分	説 明
収集ごみ	・ 家庭から排出され、収集委託業者が収集・運搬するごみである。 ・ 小規模事業者は家庭用指定ごみ袋を購入して排出している場合がある。
直接搬入ごみ	・ 排出者自らあるいは本町が委託してる業者が処理施設に直接搬入するごみである。

◆図表 3-6 ごみ排出量の実績



◆図表 3-7 1人1日平均排出量の実績



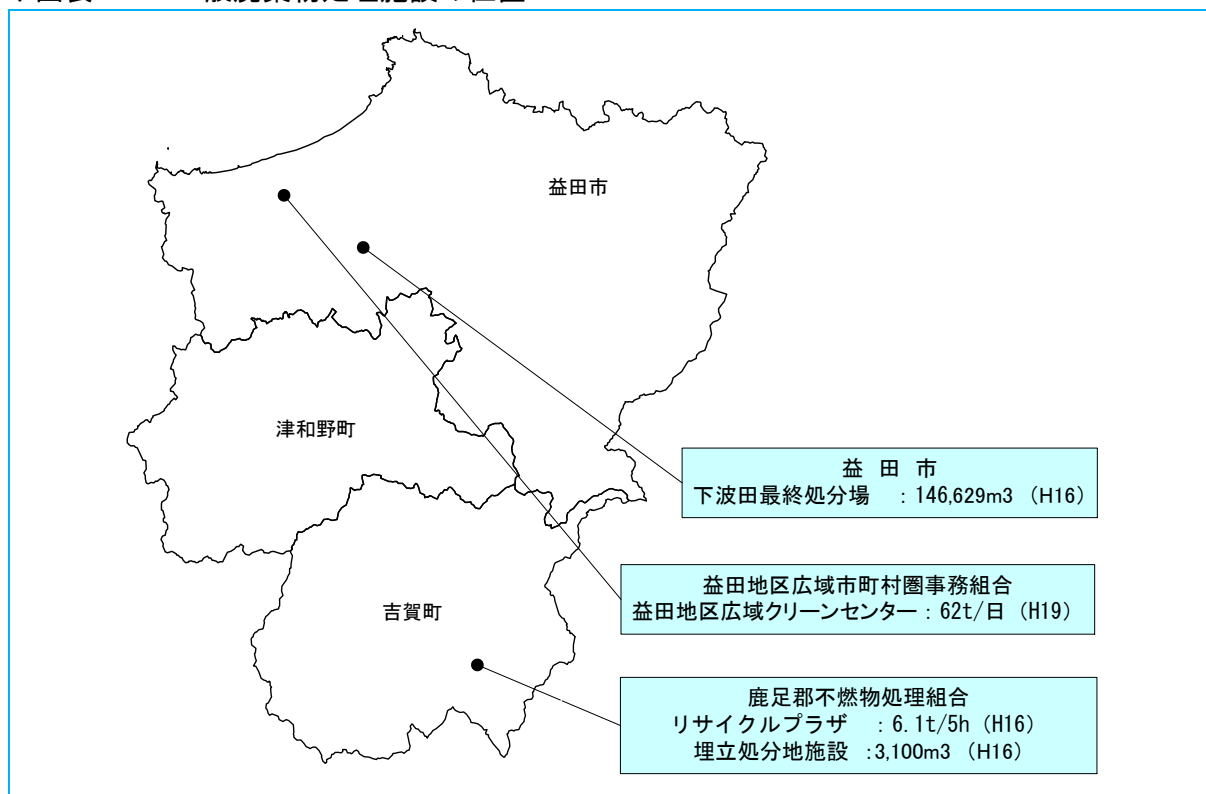
3 ごみ処理・処分

①処理・処分体制

(1) 現 状

本町から排出される燃やせるごみ処理は、本町と益田市、津和野町を構成自治体とする益田地区広域市町村圏事務組合により行っています。また、資源ごみや粗大ごみの処理は、本町と津和野町を構成自治体とする鹿足郡不燃物処理組合により行っています。

◆図表 3-8 一般廃棄物処理施設の位置



◆図表 3-9 施設の概要

施設別	焼却施設	資源化施設	最終処分場	
施設名	益田地区広域 クリーンセンター	リサイクルプラザ	益田市 下波田埋立処分場	埋立処分地施設
所在地	益田市多田町 1082-7 番地	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319	益田市下波田町 490	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319
管理者	益田地区広域市町村圏 事務組合	鹿足郡不燃物処理組合	益田市	鹿足郡不燃物処理組合
処理対象	燃やせるごみ (可燃ごみ)	容器プラスチック 商品プラスチック 可燃性粗大ごみ ビン カン	不燃物残渣 焼却残渣	処理残渣
施設規模	62 t / 日	6.1 t / 日	146,629 m³	3,100m³
処理方式	焼却炉：62 t / 日 全連続燃焼式 (ストーカ炉) 溶融炉：9.6 t / 日 バーナ式溶融方式	破袋・破碎・選別・圧 縮・梱包	埋立処分地 浸出水処理施設	被覆型埋立処分地 排水処理設備 (下水道放流)
竣 工	平成 19 年 10 月	平成 16 年 6 月	昭和 60 年	平成 16 年 6 月

(2) 課 題

本町から排出するごみは、そのすべてを広域事務組合の施設にて処理及び処分を行っています。処理施設を所有しない本町においては、各施設において、適正処理に支障をきたさないよう分別を徹底するとともに、それぞれの施設が長く使用できるよう減量化に努め、維持管理等に必要な経費の財政措置をしていくことが必要です。

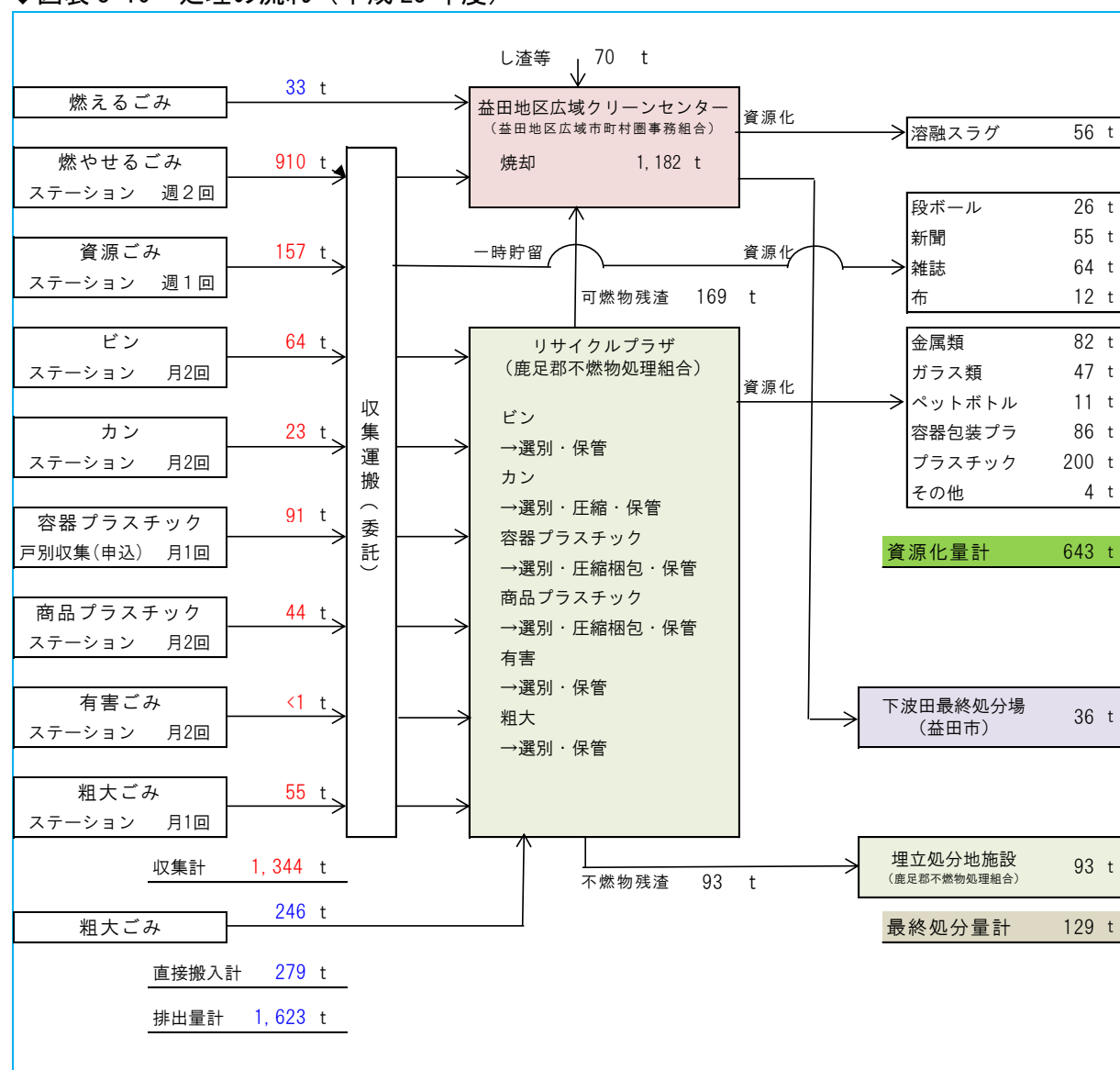
②リサイクル・最終処分

(1) 現 状

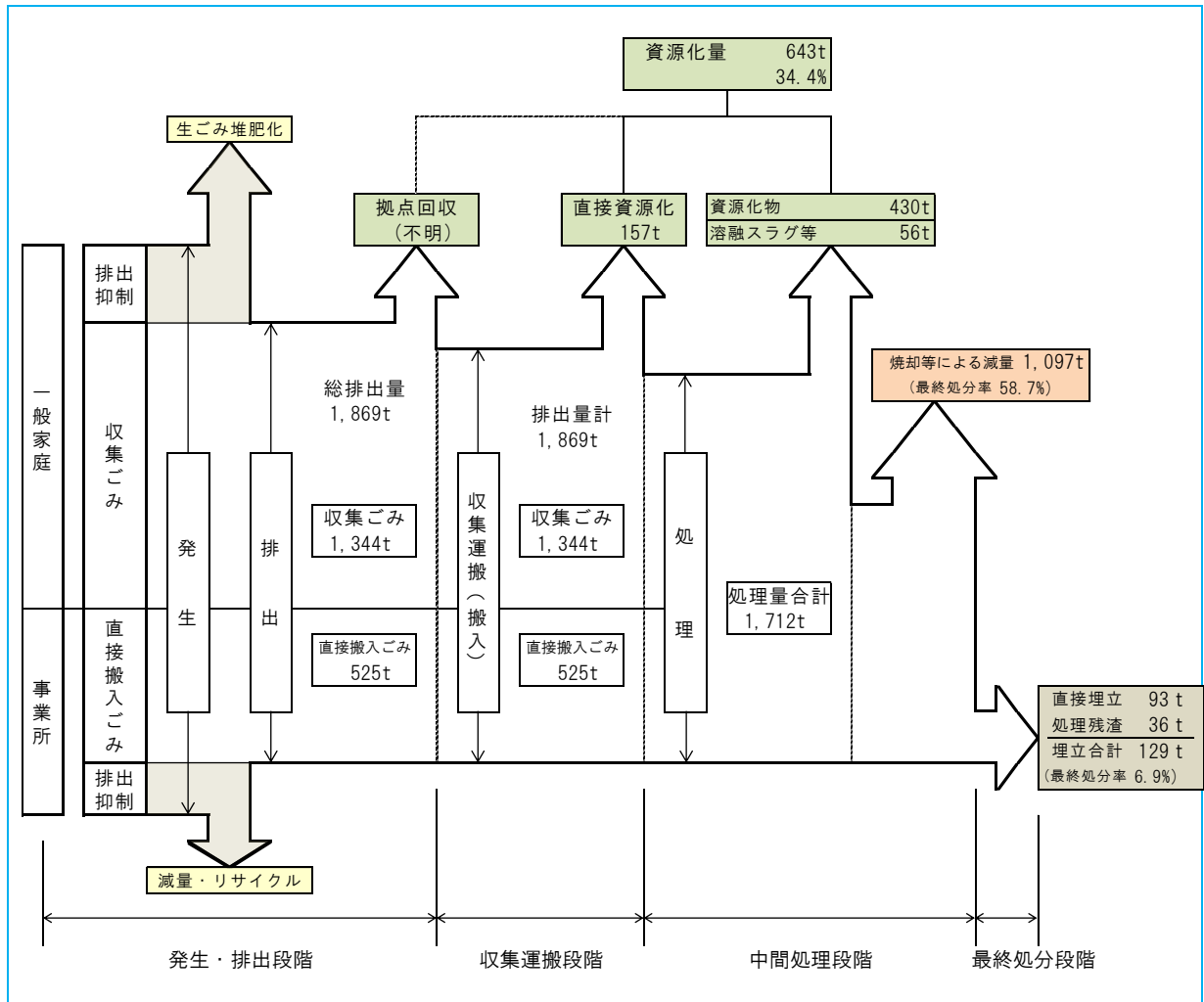
本町で排出されるごみのリサイクルは、資源物の分別収集と処理施設での資源物の回収により行っています。

平成 25 年度の資源化量は 643 トン/年で、リサイクル率は 34.4%です。最終処分物は、焼却残渣と不燃物残渣であり、平成 25 年度の最終処分量は 129 トン/年、最終処分率は 6.9%です。

◆図表 3-10 処理の流れ（平成 25 年度）



◆図表 3-11 資源化・減量の流れ（平成 25 年度）



区 分	リサイクル率	最終処分率
本 町 （平成 25 年度）	34.4%	6.9%
島根県平均 （平成 25 年度）	25.2%	9.2%
全 国 平 均 （平成 25 年度）	20.6%	10.1%

注) 1. リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ排出量(島根県及び全国はごみ処理量)＋集団回収量)×100
 2. 最終処分率＝埋立処分量÷ごみ排出量(島根県及び全国はごみ処理量)×100
 3. 島根県及び全国のは、 「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)による。

(2) 課 題

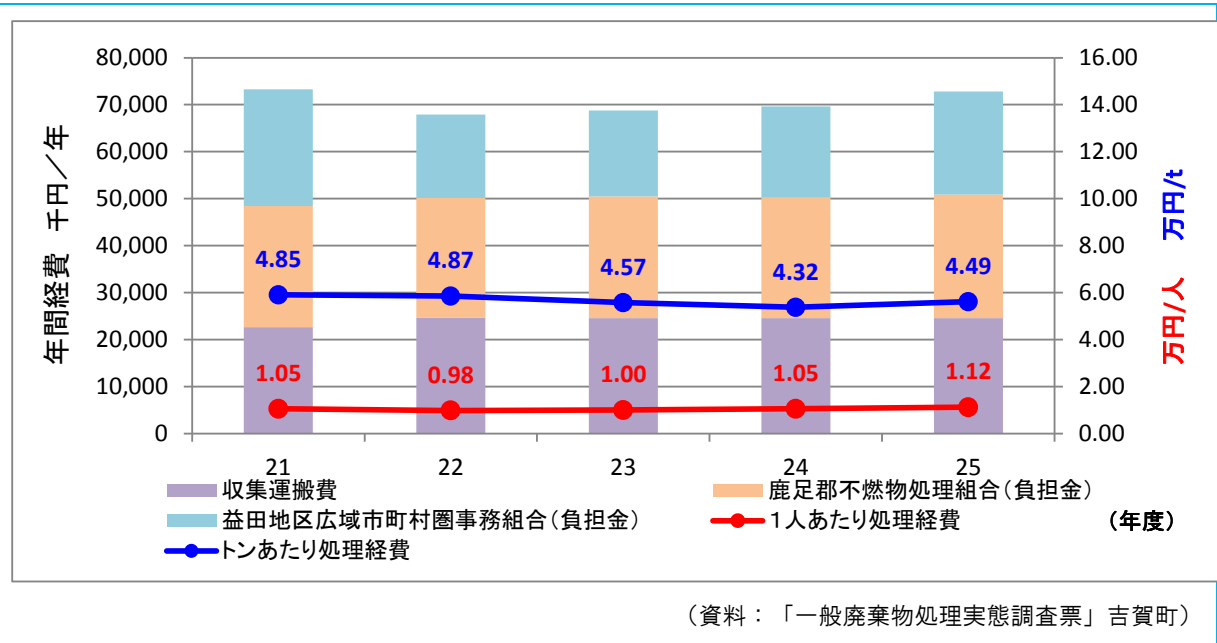
本町のリサイクル率、最終処分率はともに島根県平均、全国平均を上回っており、今後もこれを維持していく必要があります。

4 ごみ処理経費

(1) 現 状

本町のごみ処理経費は横ばいから微増傾向にあり、平成 25 年度において 0.7 億円程度です。ごみ 1 トンあたりごみ処理経費も増加傾向にあり、平成 25 年度において 4.49 万円/t です。なお、住民 1 人あたりごみ処理経費は 1.12 万円/人前後で微増傾向にあります。

◆図表 3-12 ごみ処理経費



(2) 課 題

本町のごみ処理経費は増加傾向にあります。効率的な収集運搬体制や処理システムにより、ごみ処理経費を削減していく必要があります。

2. ごみ処理の目標

本町は、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して安全に暮らせる「まち」を目指し、環境衛生対策を推進しています。

本計画の基本方針は、①循環型社会の形成 ②3R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進 ③安全かつ適正に処理できるシステムづくりとします。

◆ 基本理念 ～健康で安心して安全に暮らせる「まち」～

◆ ごみ処理の基本方針

① 循環型社会の形成

循環型社会を形成するには、住民、事業者と行政の協働が不可欠であり、それぞれが役割を認識・明確化し、相互の信頼関係を醸成、廃棄物に関する情報提供等を実施する。

② 3R活動（Reduce・Reuse・Recycle）の推進

- ✓ ^{リデュース} Reduce（排出抑制） ごみを出さない方法を実践する。また、積極的に行われるよう努力する。
- ✓ ^{リユース} Reuse（再使用） リターナブルびん等繰り返し使える物の積極的使用など繰り返し使うよう努力する。
- ✓ ^{リサイクル} Recycle（再資源化） 空き缶や紙パックなど資源として再び利用できるものは、優先的に分別し、再資源化に努力する。

③ 安全かつ適正に処理できるシステムづくり

廃棄物処理やリサイクルにかかる環境負荷、コストを極力削減し、環境にやさしく効率の良い処理システムを推進する。

3. 数値目標

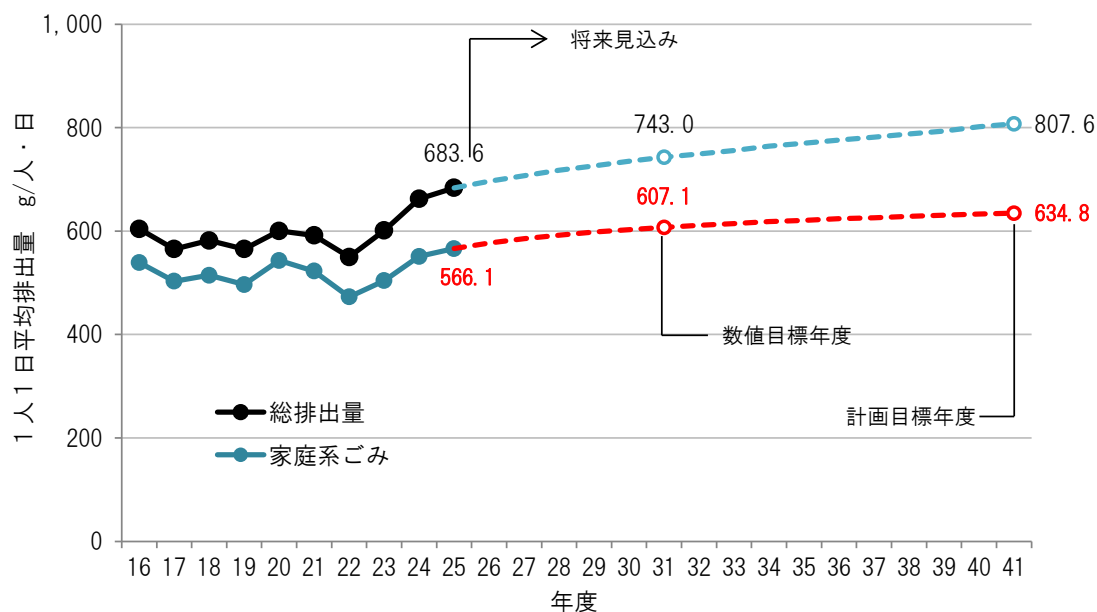
1 ごみ排出量の将来見込み(目標値を設定しない場合)

現状の排出状況を前提に将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

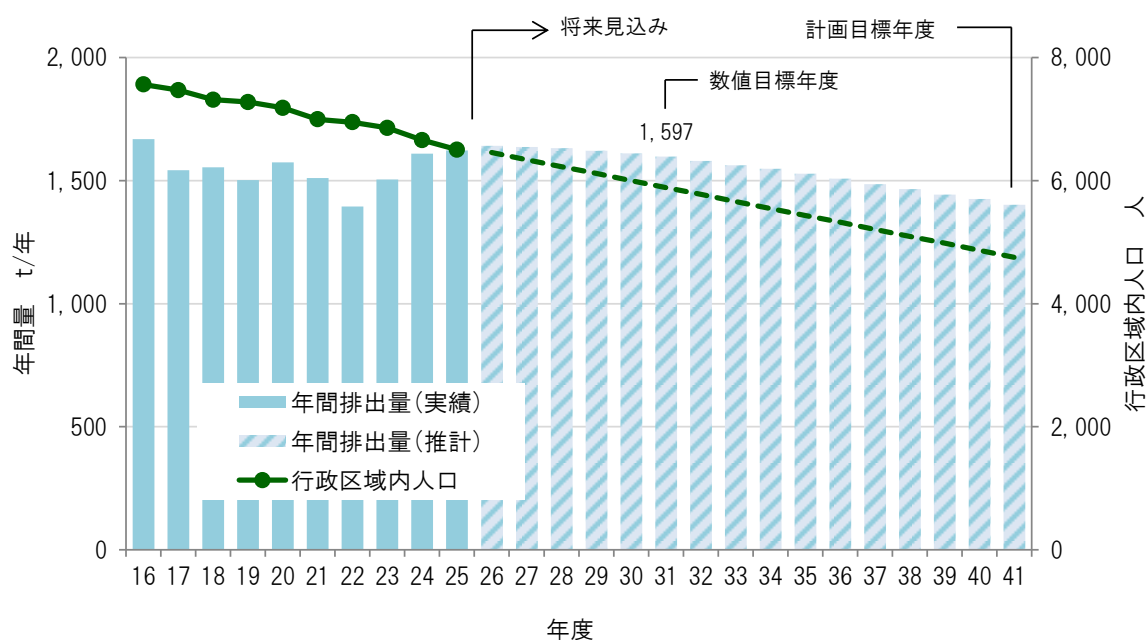
ごみ排出量は、平成 31 年度において 1,597 トンと見込まれます。住民 1 人 1 日平均排出量は、総排出量 743.0 グラム、収集ごみ 607.1 グラムとなる見込みです。

◆図表 3-13 ごみ排出量の将来見込み（目標値を設定しない場合）

《1 人 1 日平均排出量》



《行政区域内人口・年間排出量》



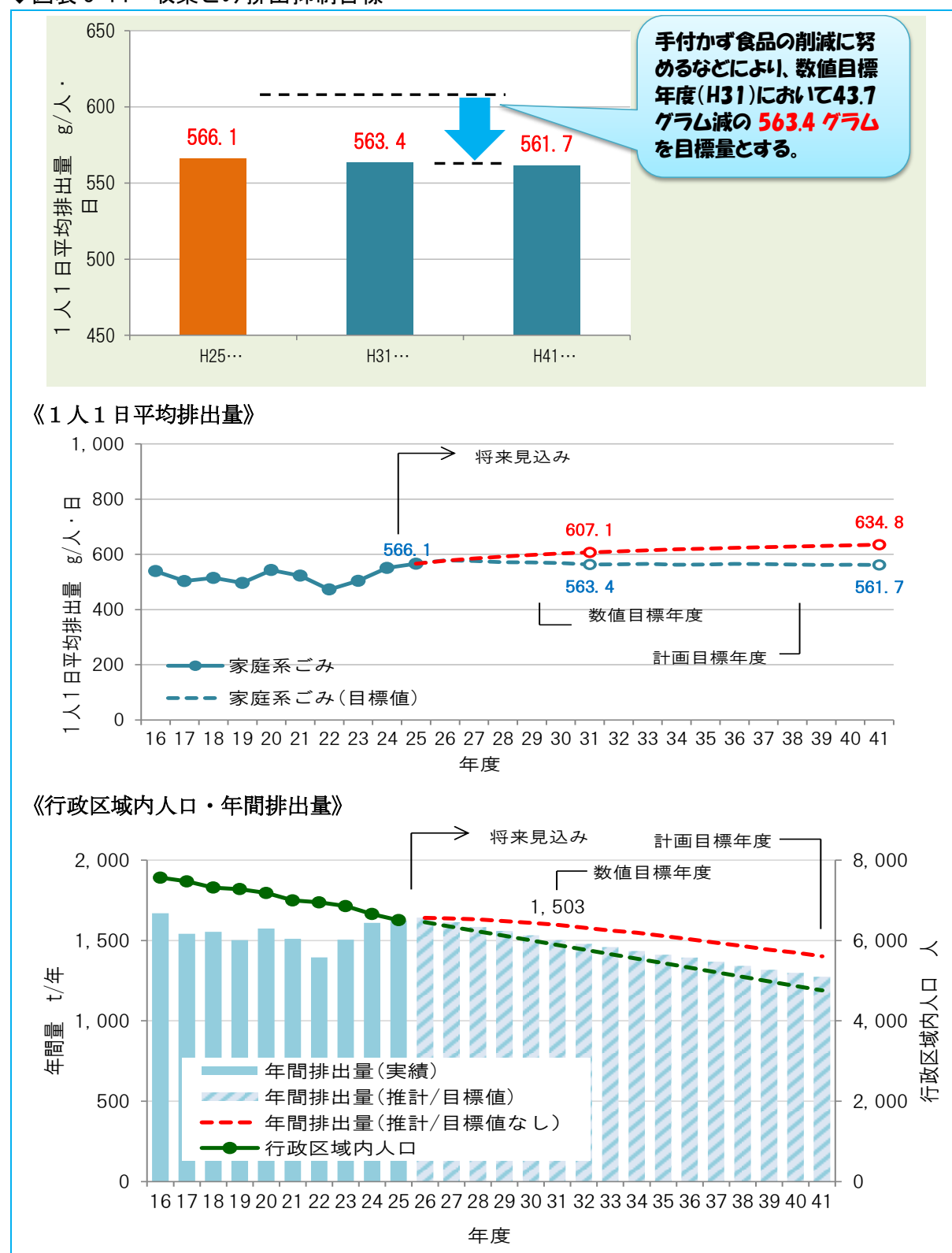
2 数値目標

(1) 排出抑制目標

① 収集ごみの排出抑制目標

収集ごみは、平成 25 年度に 566.1 グラムであった 1 人 1 日平均ごみ排出量を、平成 31 年度において 43.7 グラム減の 563.4 グラムとします。

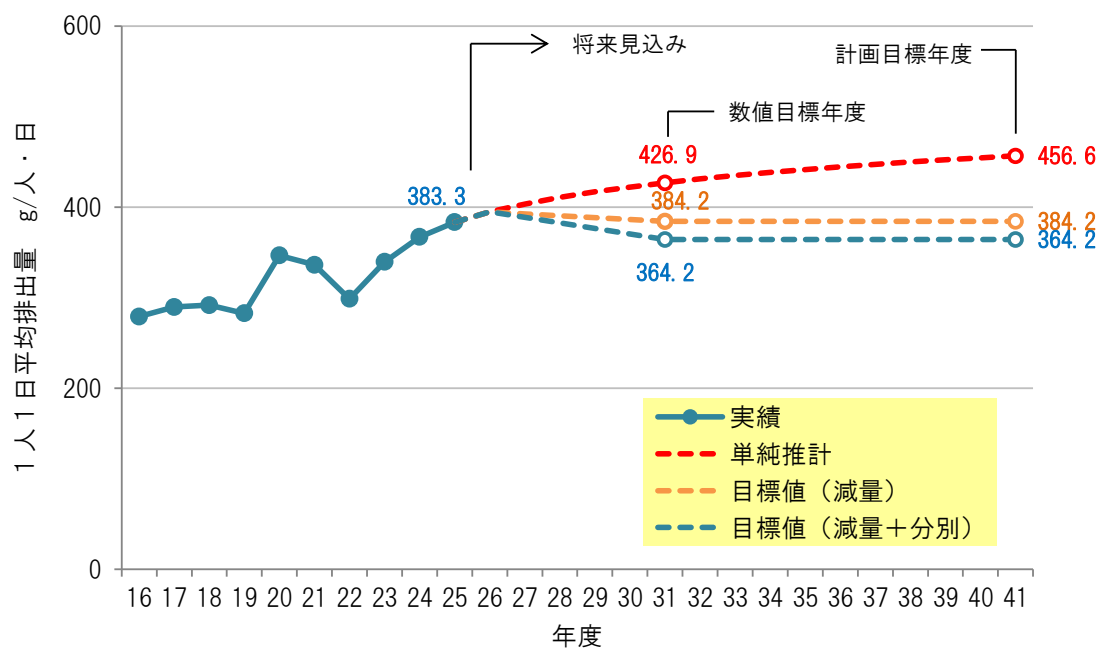
◆図表 3-14 収集ごみ排出抑制目標



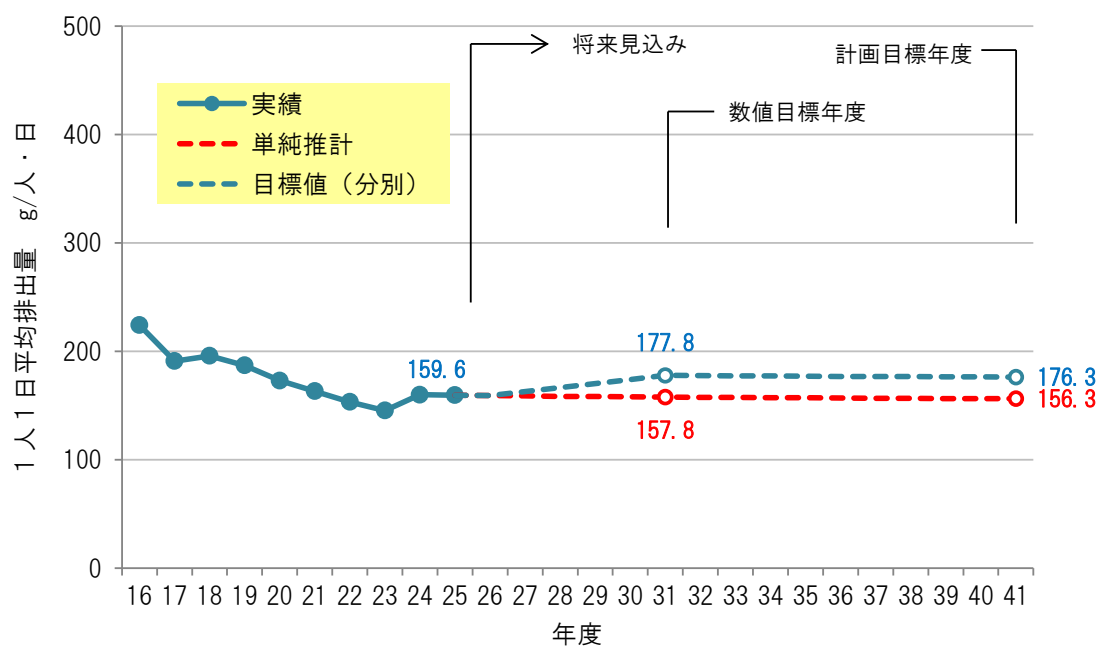
② 収集可燃ごみの分別目標

収集可燃ごみは、平成 25 年度に 383.3 グラムです。そのうち、啓発等による分別の徹底により、収集可燃ごみに含まれる古紙類が資源ごみとして排出されることで、収集可燃ごみの削減につながります。本計画では、数値目標年度である平成 31 年度において 384.2 グラムと予測していた原単位から 20.0 グラム減とし、364.2 グラムとします。これに伴い、収集資源ごみの原単位は、157.8 グラムから 177.8 グラムと増加する目標としました。

◆図表 3-15 直接搬入ごみ排出抑制目標



《収集可燃ごみ 1 日平均排出量》

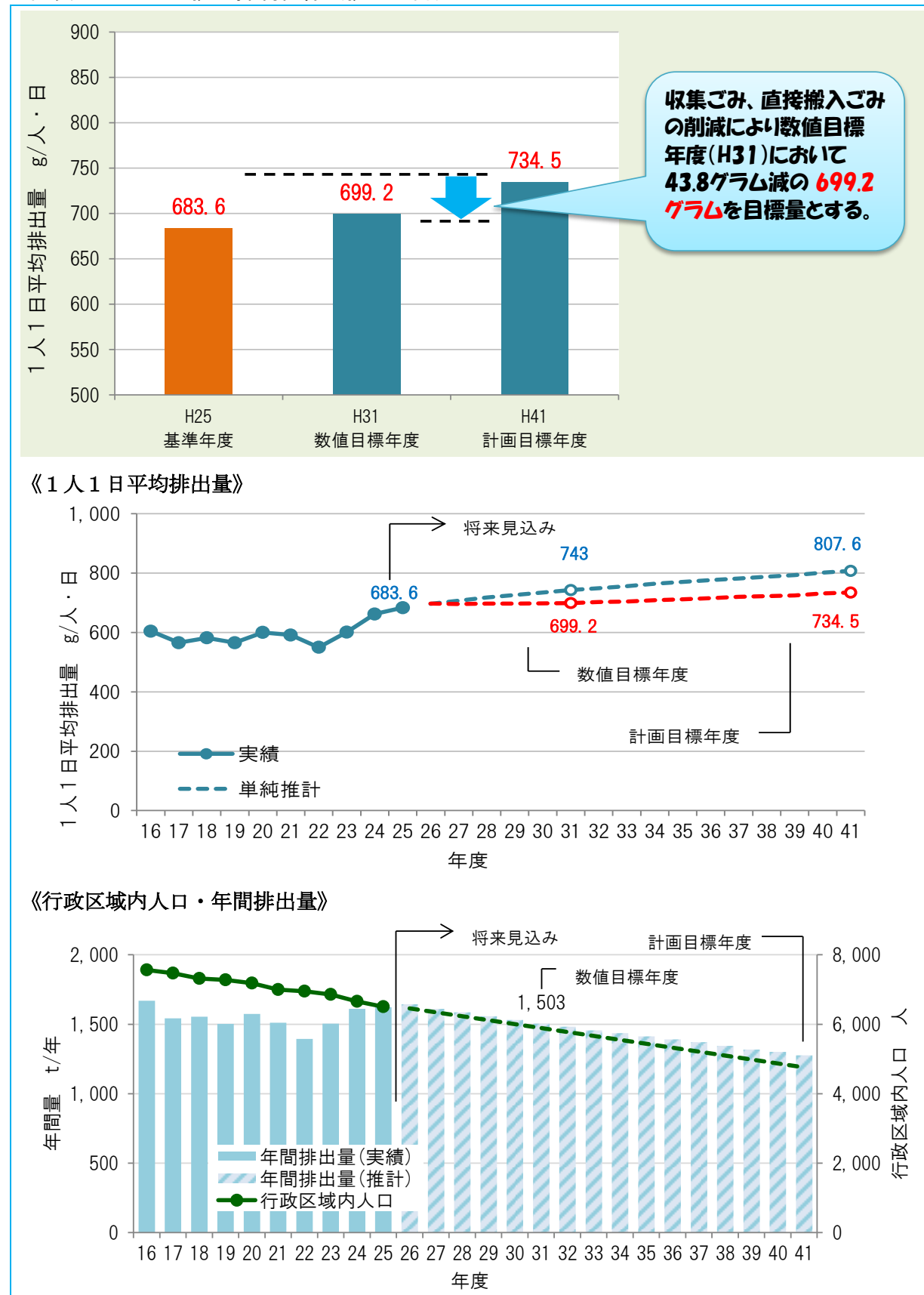


《収集資源ごみ 1 日平均排出量》

③ ごみ排出量合計(収集ごみ+直接搬入ごみ)

収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれの排出抑制目標を達成した場合の将来見込みは、平成31年度において年間1,503トン、住民1人1日平均排出量699.2グラムとなります。

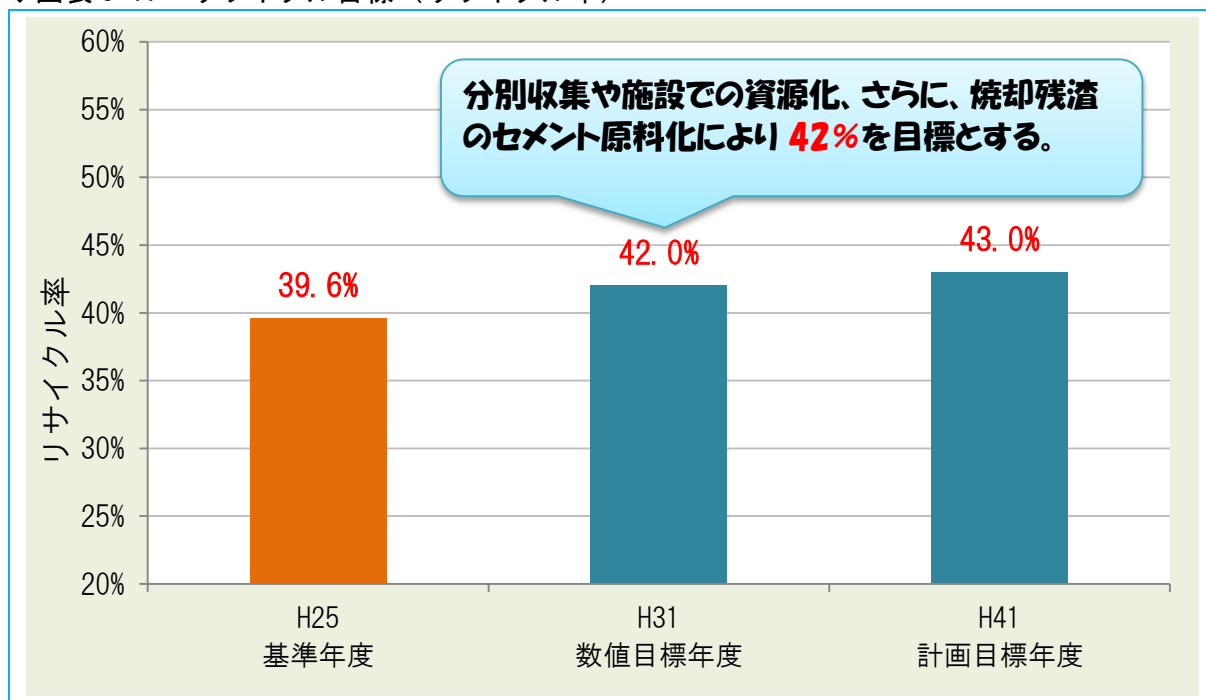
◆図表 3-16 ごみ排出抑制目標 (排出量計)



(2) リサイクル目標

リサイクル目標は、数値目標年度である平成 31 年度においてリサイクル率 42%を維持するものとします。

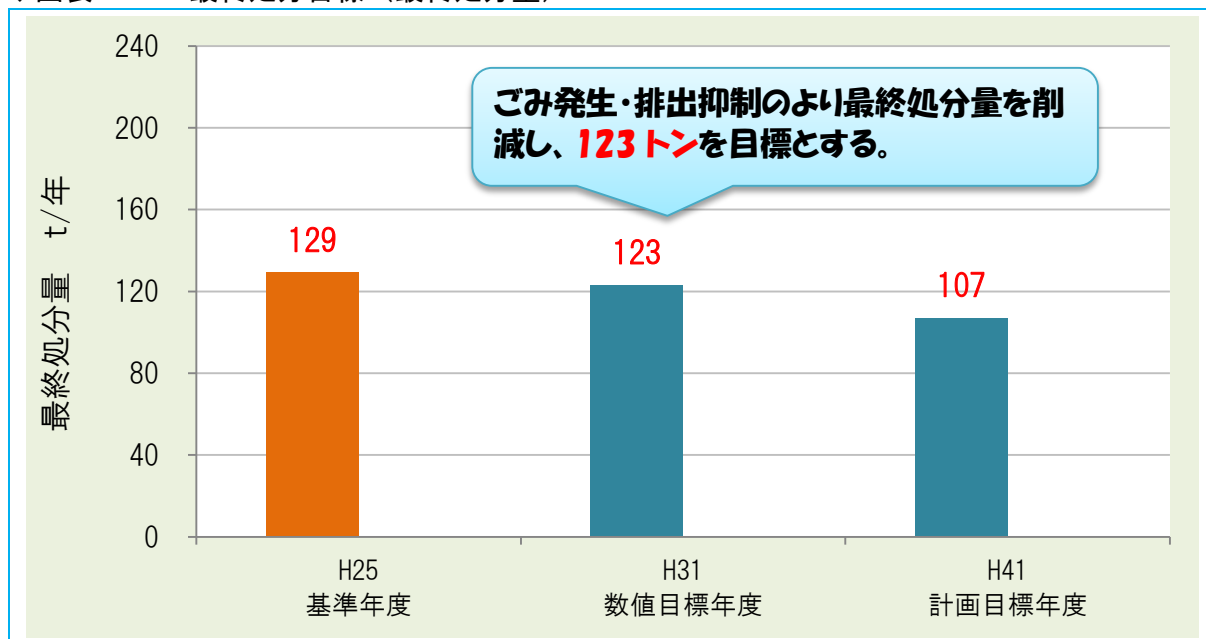
◆図表 3-17 リサイクル目標（リサイクル率）



(3) 最終処分目標

最終処分目標は、数値目標年度である平成 31 年度において最終処分量を 123 トンに維持するものとします。

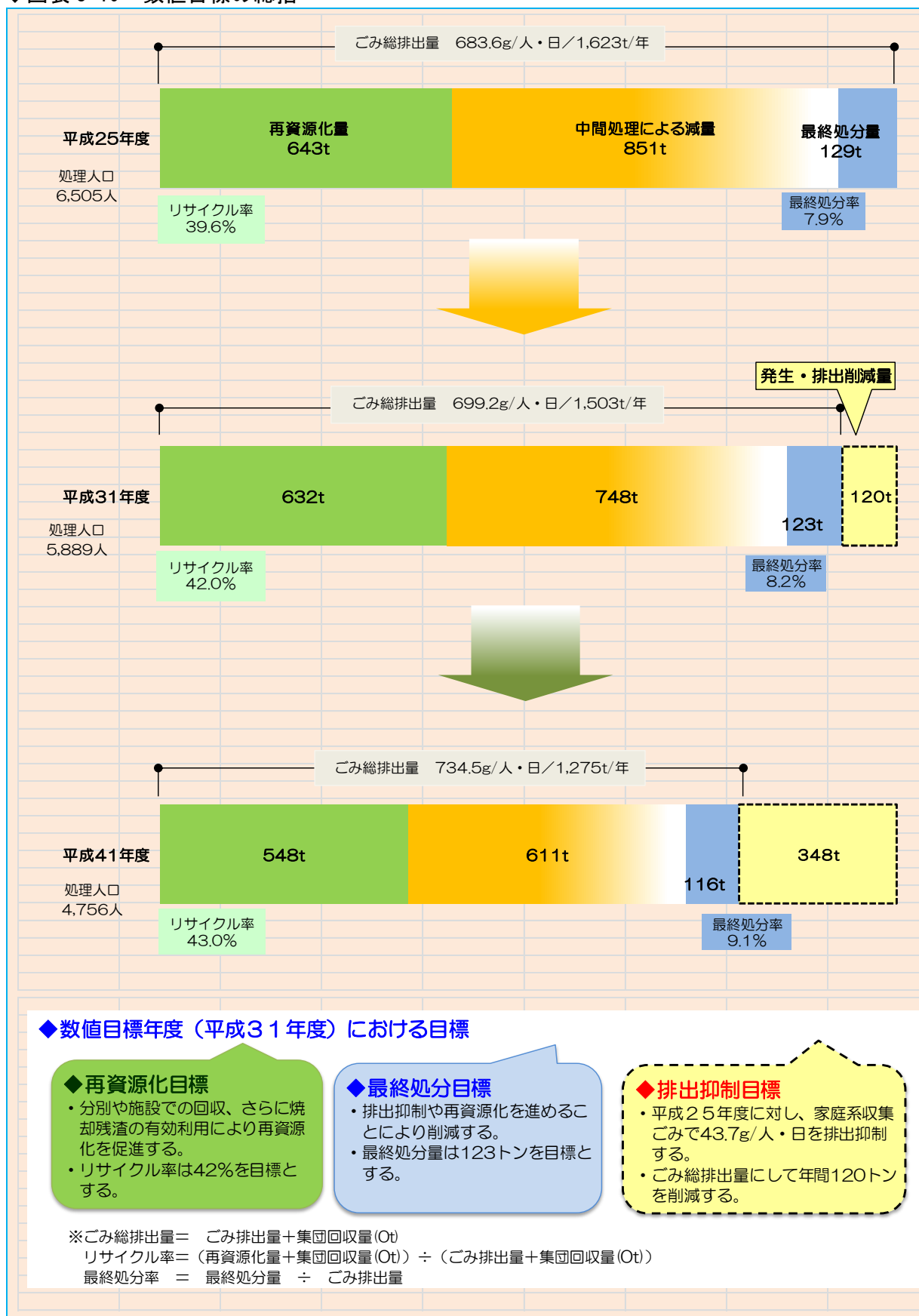
◆図表 3-18 最終処分目標（最終処分量）



(4) 総 括

数値目標の総括を図表 3-19 に示します。

◆図表 3-19 数値目標の総括

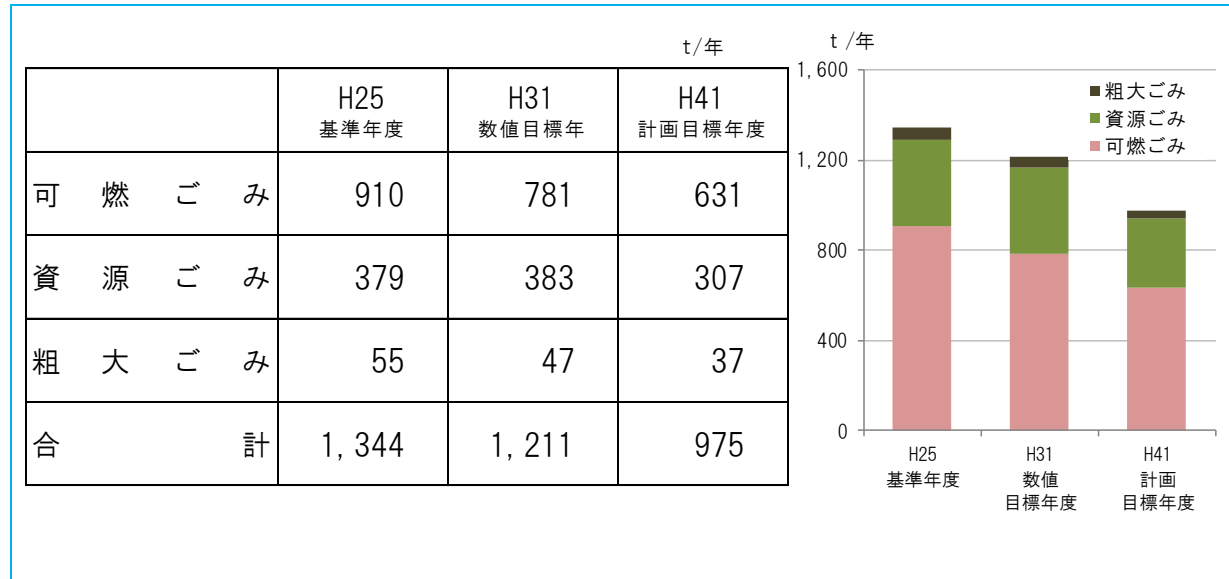


3 適正処理に向けた処理・処分量

(1) 収集・運搬量

収集・運搬量は、発生・排出削減目標の達成により削減され、平成 31 年度に約 1,211 トン、平成 41 年度に約 975 トンと見込みます。

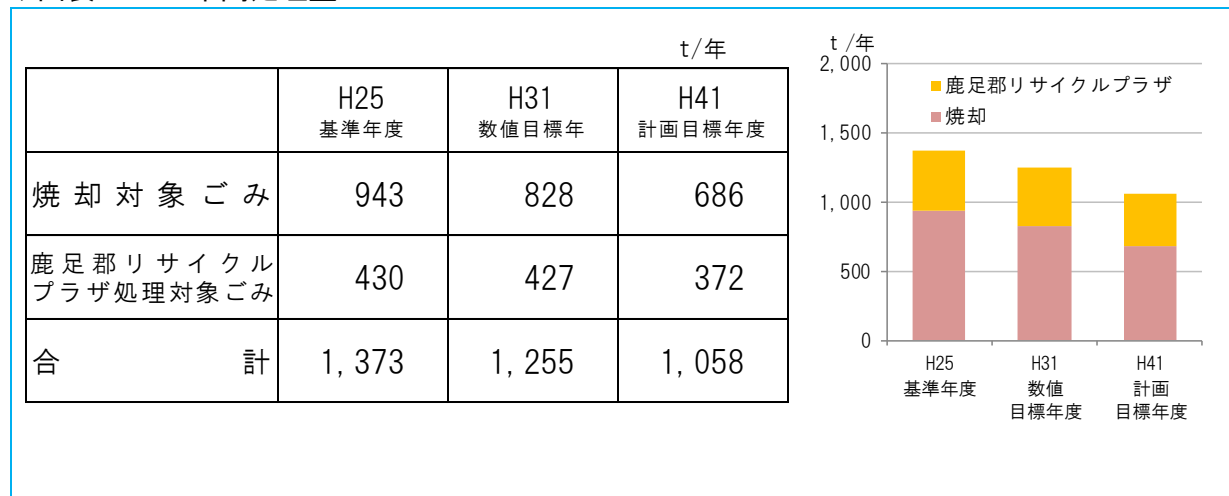
◆図表 3-20 収集・運搬量（収集ごみ）



(2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ排出削減目標の達成により削減され、平成 31 年度に約 1,255 トン、平成 41 年度に約 1,058 トンと見込みます。

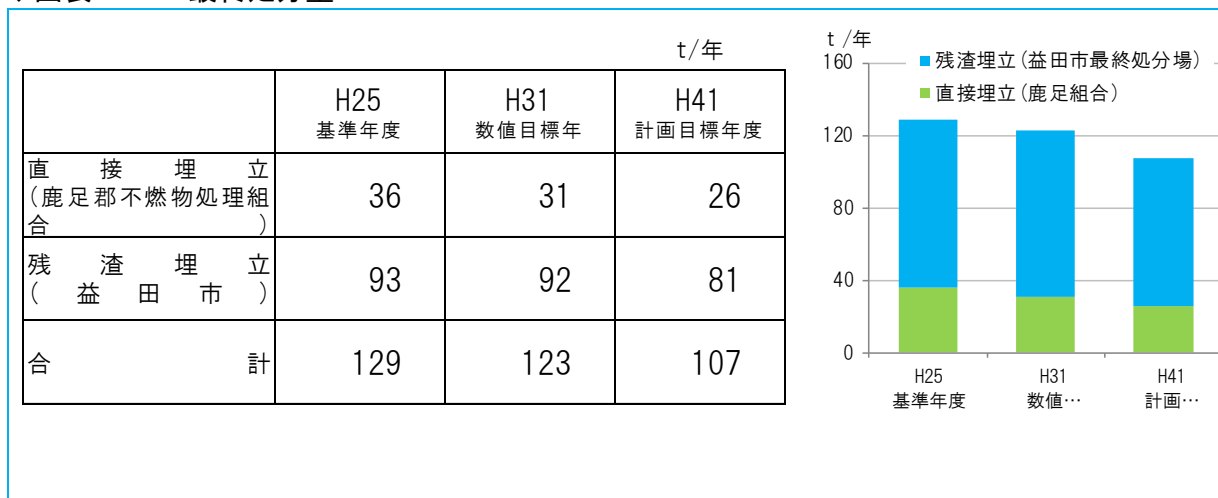
◆図表 3-21 中間処理量



(3) 最終処分量

最終処分量は、平成 31 年度に 123 トン、平成 41 年度に 107 トンと見込みます。

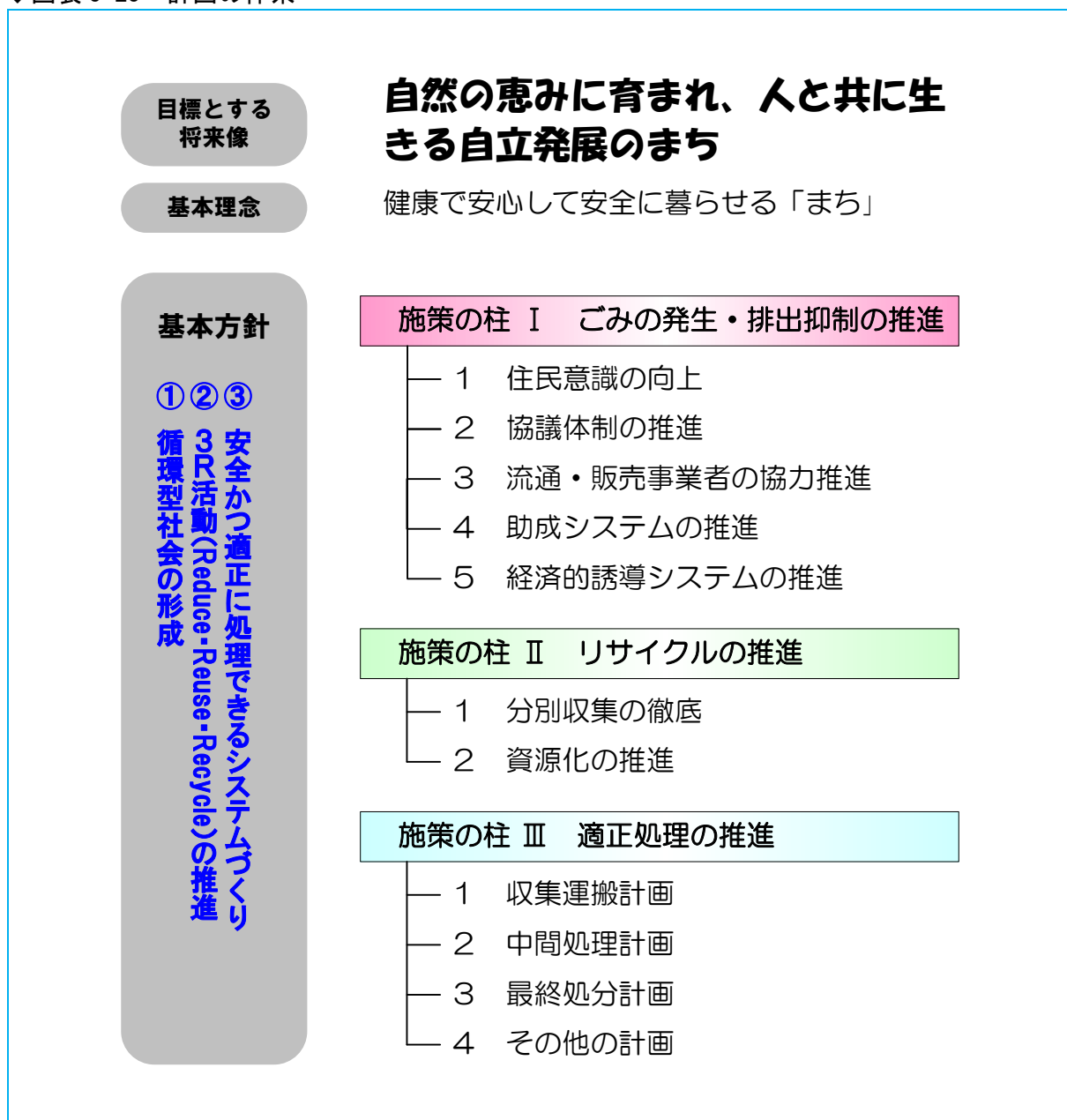
◆図表 3-22 最終処分量



4. 計画の体系

本計画では、循環型社会の形成を図り、“自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち”を実現するため、ごみ処理の基本理念、基本方針のもと、今後実施する施策を以下のとおりとします。

◆図表 3-23 計画の体系



5. ごみの発生・排出抑制の推進(排出抑制計画)

ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 住民意識の向上

環境教育

- ◇ 学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育を推進する。
- ◇ 本町の再資源化の取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に情報提供を行い、ごみ処理の現状認識を深めてもらう。



継続

普及啓発

- ◇ 広報紙・ケーブルテレビ等を通じて情報を提供し、ごみの排出抑制の啓発を行う。



継続

2 協議体制の推進

自治会の定例会の活用

- ◇ 自治会単位で定期的に行っている定例会で、ごみ問題等に関連する内容について、行政との対話を設け、安心コミュニティ実現のために広く意見を求め、より現実的なごみの減量化を推進する。

新規

3 流通・販売事業者の協力推進

簡易包装の推進(マイバッグ運動・レジ袋対策)

- ◇ 必要以上の物を買わず余分な物をごみにしない、使い捨て容器入りの製品の代わりに詰替用品の購入等を推進する。
- ◇ 商工会等を通じて、商店及びスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

継続

4 助成システムの推進

ごみ減量化協力団体助成制度(案)

◇ 集団回収等による活動において、一定の回収に応じて助成金を交付する制度を運用することによる、更なる資源物の回収を図り、地域での活動によることから相対的な効果を狙う。

新規

5 経済的誘導システムの推進

指定ごみ袋制度

◇ 燃えるごみ等において有料指定袋制度としている。今後も手数料調査を行いながら、指定ごみ袋制度を継続していく。

継続

6. リサイクルの推進(再生利用計画)

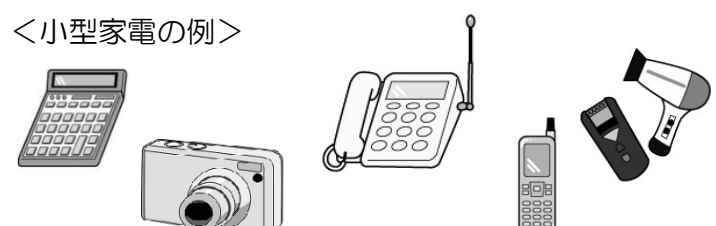
ごみのリサイクルは、住民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むことが必要です。行政は住民や事業者の取り組みを支援します。

リサイクル目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 分別収集の徹底

分別区分の周知徹底		
◇ 資源ごみの分別を進めるため、分別徹底の必要性について、自治会等に対し、出前講座等の説明会を実施する。	きちんと分別 	継続
◇ 住民にわかりやすいごみの分別区分、出し方のパンフレット・ごみ収集カレンダーを作成し、啓発を図る。		継続

2 リサイクルの推進

パソコンリサイクル		
◇ パソコンは、メーカーによる回収を率先する。 ◇ 販売メーカーあるいはパソコン3R推進センターにて手続きを行い、回収・有効利用を図る。		継続
家電リサイクル		
◇ 小型家電製品については、新たに制度化された小型家電リサイクル法に基づき、回収・有効利用を図る。 ＜小型家電の例＞ 		継続

7. 適正処理の推進(ごみ処理計画)

ごみの適正処理は、排出段階における排出抑制や分別徹底を住民や事業者が担うほかは、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分は、行政が責任をもって行います。

リサイクル目標や最終処分目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとします。

1 ごみ処理区域とごみ処理主体

【排出段階】

排出段階におけるごみの排出抑制や再利用、さらには分別徹底については、排出者である住民や事業者が行うものとします。

適正処理の観点からのごみ排出抑制や分別徹底を推進する必要があるため、排出者への支援等については、本町が行うものとします。

【収集・運搬】

収集・運搬は、住民により排出されたごみを受け取るもので、住民との接点であることから、基本的には現状どおり本町が主体となって行うものとします。具体的には直営あるいは委託収集とします。なお、事業系ごみの運搬（搬入）については、原則、事業者自らの責任により行うものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理、最終処分は、高度な公害防止対策が不可欠であるため、本町が責任をもって行うものとします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-24 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみ種類	排出段階	収集・運搬	中間処理	最終処分
住 民	燃やせるごみ 資源ごみ ビン類 カン類	住 民	吉賀町	吉賀町	吉賀町
事業者	容器プラスチック 商品プラスチック 有害ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	事業者		吉賀町 (事業者)	吉賀町 (事業者)

注) 1. 中間処理、最終処分に関する処理主体に民間あるいは一部事務組合への委託を含む。

2. 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとするが、住民が排出するごみの処理に支障がないと認める場合において、中間処理、最終処分を本町が行うものとする。

収集運搬に関する住民サービスを維持しつつ、効率的な処理が行える収集運搬体制を構築していくものとします。

(1) 住民サービスの向上

燃やせるごみをごみステーションに長時間置いておくと、カラスや野良猫がごみを散乱させるなど、不衛生となります。計画的な収集運搬に努め排出されたごみが長時間ごみステーションに滞留しないよう、早期収集運搬を行うなど、住民サービス向上が図れるよう周知徹底をしていくものとします。

なお、粗大ごみは直接リサイクルプラザへ持ち込むか、指定日にステーションへ搬出することとなっています。近年では、空き家家屋における片付けごみのステーション搬出が目立ち、収集に時間を要する状況となっています。片付けごみのような一時的多量ごみについては、できる限り排出者により直接リサイクルプラザへ持ち込んでいただく協力を要請するとともに、収集体制について、部分的な委託による対応を検討するものとします。

(2) 有料指定袋制

現在、燃やせるごみ、ビン類、カン類、容器プラスチック、商品プラスチックの排出は、有料指定袋によるものとしています。今後も、有料指定袋制を継続していくものと思いますが、ごみ排出状況などを踏まえ、有料化の在り方について継続して検討するものとします。

(3) 収集運搬許可制

ごみの収集運搬は、排出者自らが行うか、本町の収集に出すか、あるいは本町が委託する収集運搬業者により行われています。

ごみの収集運搬に関する許可制度は、現在運用しておらず、本町内から排出されるごみの収集運搬は概ね良好に運用されています。

将来のごみ排出量は、本計画においてごみ排出抑制目標を定めて削減していくものとしています。そのため、ごみ収集運搬業に関する新たな許可制度の運用は行わないものとします。

本町から排出されるごみは、分別されたごみの再資源化を推進することでマテリアルリサイクルを推進します。

一方で、再資源化できない燃えるごみについては、益田地区広域市町村圏事務組合の焼却施設により、処理過程で発生する溶融スラグを有価物として有効利用することでマテリアルリサイクルを推進していくものとします。

(1) 資源ごみ等の適正処理体制

本町の不燃ごみ（資源ごみ含む）の処理は、鹿足郡不燃物処理組合の管理するリサイクルプラザにて、適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

リサイクルプラザでは、住民や事業者にて排出された各区分（可燃性粗大ごみ・商品プラスチック・容器プラスチック・ビン・カン等）のごみを資源として活用するために、機械や手選別により、精度の高い資源化物とすることでリサイクルに寄与しています。

本町では、リサイクルプラザが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

3-25 リサイクルプラザの概要

建設地	鹿足郡吉賀町大字幸地 1319
供用開始	平成16年6月
施設規模	容器プラスチック 1.86 t／日 商品プラスチック 0.65 t／日 可燃性粗大ごみ 0.68 t／日 ビン 1.88 t／日 カン 1.03 t／日
処理方式	破碎機・破袋機・破集袋機・磁選機・手選別コンベヤ・圧縮機等
啓発施設	リサイクル工房

(2) 燃えるごみの適正処理体制

本町の燃えるごみの処理は、益田地区広域市町村圏事務組合が管理する益田地区広域クリーンセンターにより適正処理と有効利用を進めていくものとしています。

益田地区広域クリーンセンターは、本町及び益田市・津和野町から発生する可燃ごみの適正処理を、民間企業による運転・管理にて実施しており、ストーカ式燃焼施設と焼却残渣である焼却灰を溶融処理して再生利用可能なスラグの生成を行うものとしています。

生成されたスラグは、年間約 50 t であり、地元業者にて引取、再資源化しています。

本町では、益田地区広域クリーンセンターが問題なく稼働できるよう、住民や事業者に対し、分別の徹底を啓発していくとともに、ごみの搬入を計画的に行っていくものとします。

◆図表 3-25 益田地区広域クリーンセンターの概要

建設地	益田市多田町 1082 番地 7
供用開始	平成 19 年 10 月
施設規模	62 t/日 (31 t/24h×2 炉)
焼却方式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)
溶融方式	バーナ溶融方式 (9.6 t/24H×1 炉)
余熱利用	発電設備 (高効率回収)
排ガス処理方式	バグフィルタ+乾式排ガス処理装置+脱硝反応装置

本町から排出されるごみの最終処分は、可燃ごみ残渣は、益田地区広域クリーンセンターにて焼却処理され、益田市の最終処分場にて埋立処分しており、不燃物残渣は、鹿足郡不燃物処理組合の最終処分場にて埋立している。今後も各行政機関による最終処分を継続的に行っていくものとします。

(1) 最終処分場の適正管理

本町から排出されるごみの最終処分は、益田市及び鹿足郡不燃物処理組合の管理する廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。本町としては、それぞれの施設に対して適正な維持管理を要請するとともに、必要な経費について支払っていくことで、今後も継続した適正処理体制を維持するものとします。

(2) 最終処分場の延命化

最終処分場は一度埋立が終了すると再び使用できないため、有限の施設と位置づけられ、排水を伴うという性格から、新たな施設整備は困難性が高い施設です。

各施設について少しでも長く使えるようにするために、ごみの排出について、減量化施策を実施することで、延命化に寄与するものとします。

ごみの収集から中間処理、最終処分のほか、不法投棄対策等を講じることで環境美化等を推進していくものとします。

(1) 不法投棄対策

本町の環境を保全していくためには、ごみの適正排出、適正処理処分が必要です。

しかし、ごみとして排出されず、ポイ捨てや山間部への不法投棄により環境が破壊されることも懸念されます。

よって、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、地域住民の協力を得て、ごみを捨てにくい環境づくりを推進していくものとします。

なお、不法投棄は、定期的なパトロール、各種環境団体、警察等関係機関と連携して防止していきます。

(2) 災害廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各所で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められます。本町では、「地域防災計画」を策定中であり、策定後はこの計画に従って、適正処理を行っていきます。

また、必要に応じ、島根県、公益社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼し、収集、運搬、処分を行うものとします。そのため、関係機関との連携を図っていくものとします。

(3) 在宅医療廃棄物対策

一般家庭から排出されるごみの中には、患者自らが行う医療処置によって発生した注射針などの危険な在宅医療廃棄物が含まれている可能性があります。ごみ処理工程において、注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が全国の自治体で報告されており、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど、適正な処理を推進することが必要です。

具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは医療機関を通じて専門業者による回収とし、その他のものは本町による処理とします。

(4) 温暖化防止対策

本町では、地球温暖化防止に向けて、平成 18 年度に「吉賀町地球温暖化対策実行計画」を作成しています。一般廃棄物処理については、当計画の対象としていませんが、「ごみ量の減量化」により温室効果ガスの削減に寄与していくものとします。

